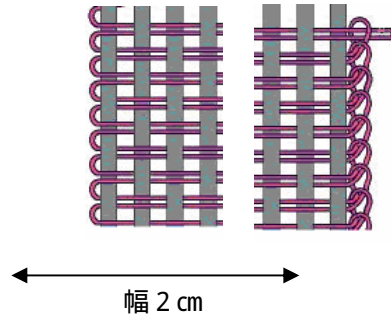


✚ 貨物概要

たて糸及びよこ糸ともにナイロン長繊維糸（第 11 部注 6 に規定する強力糸）を使用した幅 2 cm、長さ 30m の織物で、荷締め、結束用バンドとして使用される。

よこ糸の一方の端（下図の右の部分）は一行前のよこ糸に編むようにループをかけて折返し、他方の端は単に折返した構造をしているもの。



✚ 分類

関税率表第 5407.10 号 - 2 - （統計番号 5407.10-081）のナイロン強力糸の織物

✚ 分類理由

ナイロン長繊維糸を織ったものであることから、第 56.07 項のひも（糸を撚ったもの）及び第 58.08 項の組ひも（糸を組んだもの）には該当しません。

また、幅が 30 cm 以下の織物であるものの、よこ糸の一方の端は単に折返したものであることから、第 58 類注 5 に規定する「両側に...耳を有するもの」とは認められないため、第 58.06 項の細幅織物には分類されず、ナイロン強力糸の織物として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）